

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ホームレス相談支援センター（分室「コミュニティハウスれおん」）運営業務
発 注 課	保健福祉局総務部保護課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及びシェルター事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター（分室）」（以下「分室」という。）の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体の施設定員や対象者の年齢、性別、抱える疾病や障がい等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、精神障がいや知的障がい等を抱える若年層ホームレス（障がい疑いを含む）からの相談に応じて課題を把握し、対象者の状況や意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、シェルター事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。</p> <p>本業務を実施する事業者は、シェルター事業及び地域居住支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、精神障がいや知的障がいを抱える若年層ホームレスへの支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、シェルター事業及び地域居住支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時より、社会から孤立するホームレスを含む精神障がいや知的障がいが疑われる若年層への支援に取り組んでいる。以上より、標記事業者は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和8年3月12日